

## 第8章 実現に向けて

### 1. 取り組みの展開イメージ

柳川市の景観づくりを推進するにあたっては、公共空間だけでなく、市民や事業者などが所有する空間も、景観を構成する要素として捉えることが大切です。そのため、「市民」「事業者」「行政」は、それぞれの自主的な取り組みはもとより、連携・協働により景観づくりに取り組むことが重要となります。

#### (1) 協働で進める景観づくりのイメージ

##### ①市民の役割

- ・自らが景観形成の主体であることを認識し、景観づくりへの関心・理解を深め、自主的・積極的に景観づくりに努めます。
- ・市などが実施する景観づくりに関する施策に、積極的に参加・協力します。

##### ②事業者の役割

- ・事業者が管理する建築物等や事業活動が、景観に影響を与えるものであることを認識し、その事業活動の実施にあたっては、専門的知識や経験等を生かし、積極的に景観づくりに貢献するよう努めます。
- ・市などが実施する景観づくりに関する施策に、積極的に参加・協力します。

##### ③行政の役割

- ・景観づくりに関する施策を総合的に策定し、これを実施します。策定、実施にあたっては、市民・事業者の意見が十分に反映されるよう努めます。
- ・公共施設等の整備を行う際は、景観づくりに先導的な役割を果たすよう努めます。
- ・景観づくりに関する市民・事業者への意識の啓発及び知識の普及を図るよう努めます。
- ・景観づくりに関する取り組みへの支援や情報提供を積極的に行います。

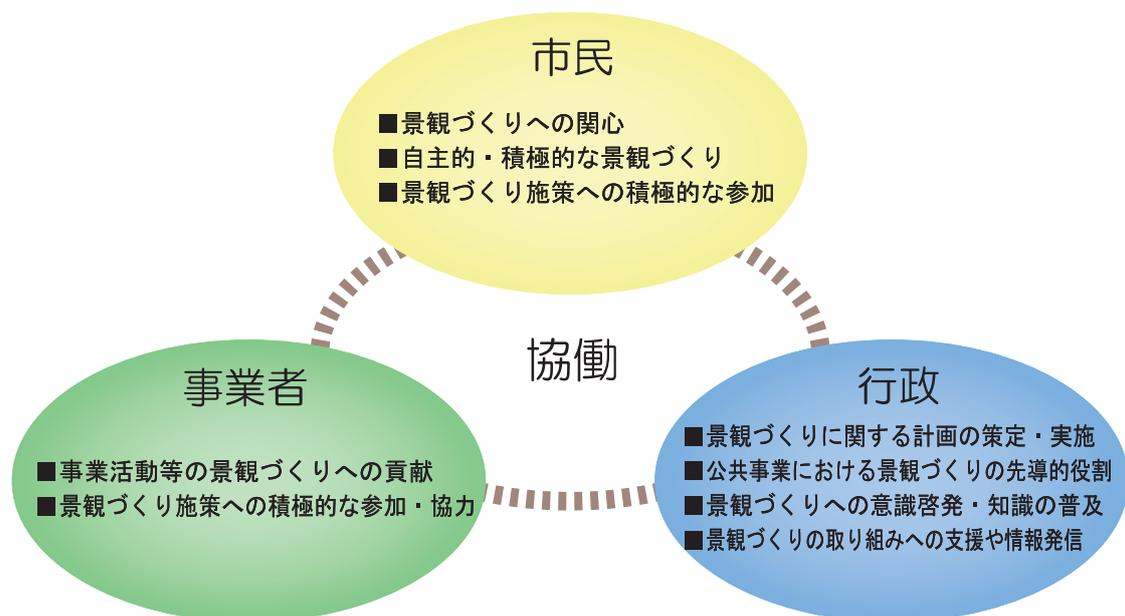


図 協働で進める景観づくりのイメージ

## 2. 景観計画の運用

### (1) 景観形成誘導地区の選定

「景観形成誘導地区」は、本市の景観形成上、非常に重要であり、その景観の保全や形成、活用に向けて面的かつ総合的な取り組みが必要である地区です。今後地域住民と協議を行い、景観づくりの方向性を明確にしなが、地区の指定を目指します。

### (2) 法令に基づく地域地区等の活用

景観に対する市民意識の向上や活動状況の進展に伴い、景観地区や高度地区、景観協定、建築協定などの様々な制度の活用を図ります。

### (3) 景観計画の充実

本市を取り巻く社会経済情勢や市民の価値観、生活スタイルなどは、刻一刻と変化しています。そこで、本計画は、一度策定して終わりというものではなく、良好な景観形成に向けた基本的な考え方は継承しながら、景観まちづくりの取り組みが停滞しないように、計画の見直し・拡充など柔軟に対応していきます。

### (4) 景観形成の推進体制

#### <景観審議会・景観アドバイザーの位置づけと役割>

景観計画区域における良好な景観形成を図るため、様々な立場の関係者が参加し、計画の見直しや拡充などの協議調整を図る組織として景観審議会を位置付け、さらに、届出対象行為や公共施設などの景観誘導について、技術的指導・助言を行う専門家組織として、景観アドバイザーを位置付け、景観施策の推進を図ります（次ページに役割を示します）。

今後の景観形成の推進や一層の充実化を図るためにも、これらの体制を十分に活用し、それぞれの役割に応じ、効果的な連携を図りながら運営を行っていきます。

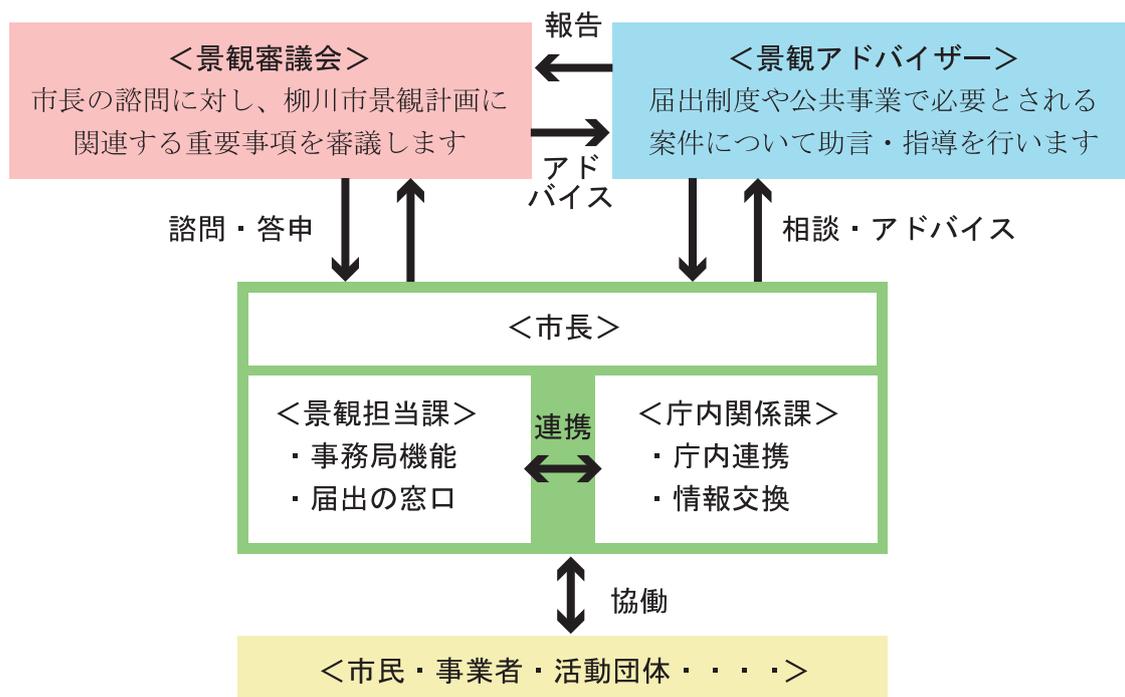
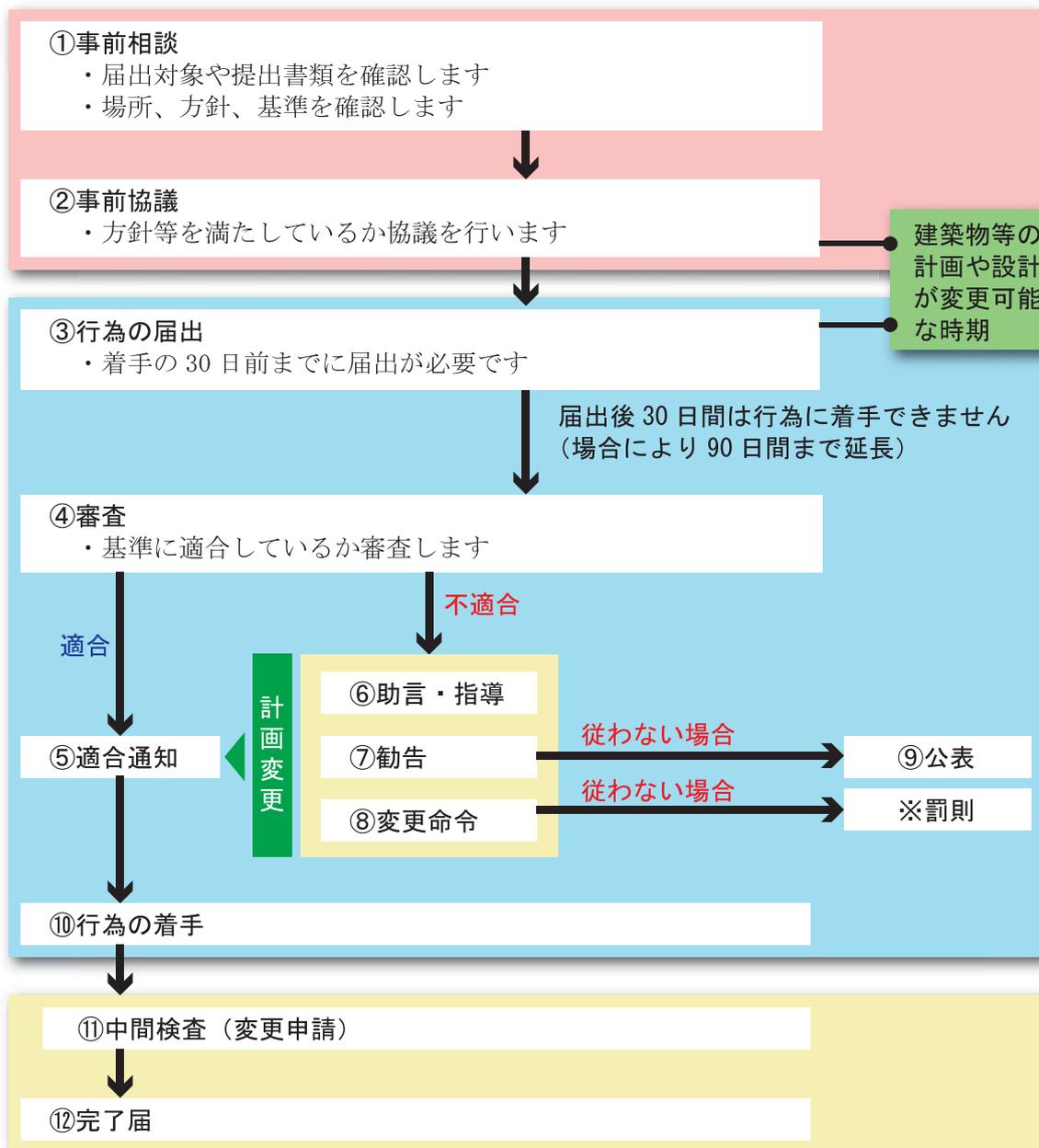


図 推進体制イメージ

○景観審議会及び景観アドバイザーの役割

	景観審議会	景観アドバイザー
目的	市長の諮問に対し、柳川市景観計画に関連する重要事項を審議する	専門的知識が必要とされる案件について助言・指導を行う
主な役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○景観計画の変更や見直し、景観条例の改正に関わる審議</li> <li>○届出制度における、景観法に基づく勧告、命令等に対する意見</li> <li>○景観重要建造物・樹木の指定に対する意見</li> <li>○景観施策の進行状況の確認</li> <li>○大きく景観へ影響を及ぼすおそれのある計画への助言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○届出対象建築物や公共事業の個別事案に関する専門的助言</li> <li>○市民と協働して行う景観形成の取り組みに対する助言・支援</li> <li>○市民意識醸成に関する取り組みに対する助言・支援</li> </ul>
構成員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学識経験者（土木、都市計画、建築、造園、観光等の専門分野）</li> <li>○市内有識者</li> <li>○関係者（建築士会、広告美術協同組合連合会、宅建業協会、商工会）</li> <li>○市民代表</li> <li>○市議会      ○行政</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○専門家（土木、都市計画、建築、造園、歴史、色彩、照明、広告デザイン、観光等）</li> </ul>
人数	15人程度	7～8人程度
開催	年に1～2回程度（一定の定期開催）	個別案件に応じて各アドバイザーと協議・検討を行う
位置付け	市条例により位置付ける	市条例により位置付ける

## (5) 行為の届出に係る審査等の手順



- 景観アドバイザーによる技術的支援等は、フロー中の②事前協議において行うものとします。
- 景観審議会での審議は、④審査、⑥助言・指導のうち必要時に行うものとし、⑦勧告、⑧変更命令においては必ず審議を行うものとします。
- 景観条例において、事前協議を義務付け、景観アドバイザーの専門知識のもと、よりよい景観形成を図ります。

※罰則については景観法に基づき、適用します。景観法には以下のような規定があります。

【罰則】 以下の場合、罰則が適用されることがあります。

- ・届出をしない場合、虚偽の届出をした場合 (30万円以下の罰金)
- ・行為の着手制限期日を守らず着手した場合 (30万円以下の罰金)
- ・変更命令に従わない場合 (50万円以下の罰金)
- ・原状回復命令に従わない場合 (1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

## (6) 行政による先導的な景観形成

- ・本市における公共施設（道路、河川等）の整備に際しては、整備を行おうとする場所の景観形成方針に従い、良好な景観形成の誘導を図っていきます。
- ・本市の景観形成上、重要な場所、特に「景観重要地区」と「景観形成誘導地区」において公共事業を行う際は、景観アドバイザー等を活用し、整備内容について協議による誘導を図っていきます。
- ・公共事業を行う際に良好な景観形成を推進できるよう、景観に関する職員向け研修や勉強会等を実施し、意識の向上や共通認識の構築を図っていきます。
- ・景観形成に関する施策は、都市計画、文化財、環境、産業など行政の広範囲にわたっており、その施策や制度は多様です。景観施策を総合的に推進するため、関係機関等との連携を強化するとともに、関連施策や制度を景観形成の観点から積極的に活用していきます。

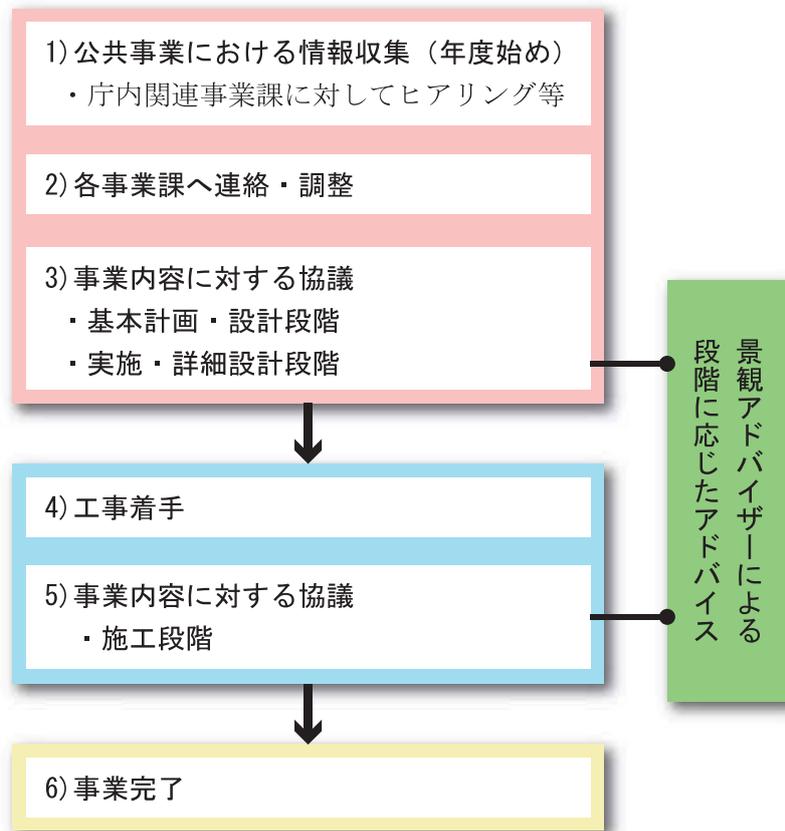


図 公共事業における景観アドバイザー制度の活用イメージ

### 3. 計画策定後の取り組みイメージ

#### (1) 理想とする市民活動の展開イメージ

気軽な参加から、徐々に広げていく視点で市民意識を高めていきます。

まずは第一歩！

「柳川市の景観」に対する意識を持つ

- ・身近なところから景観づくりの実践、協力ができること、景観に気付き、取り組みが始まります。

- 家のまわりの草木の手入れ
- 掘割沿いの草木の手入れ
- 地域や行政の取り組みへの参加



みんなでやってみよう！

仲間を集めての行動に発展する

- ・自治会や近所の仲間呼びかけ、話し合いや相談の機会を持ち、活動の広がりを生みます。

- 地域の美化活動、水落ちなど掘割の手入れ
- 神社などの清掃、祭りなどへの積極参加
- まち並みウォッチングなどの企画



景観まちづくりの実践へ！

地域や団体の活動として認められより実践的に

- ・市の制度を活用し、地域指定やルールづくりなどを目標に行政、専門家との協働により実践します。

- 地域ごとの景観のルールづくり、地区指定
- ルールの運用、景観づくり活動の実践展開
- 地域による景観イベント、他地域との交流



#### (2) 行政の施策展開イメージ

分類と目標	第一段階	第二段階	第三段階
<b>守る</b> 市民との対話を行いつつ、物件や地区を指定し、保全を実践していく。	景観資源に関する情報の収集と発信 ・市民との対話を通して市民感覚の把握、意識の共有を図る	景観重要建造物・樹木の指定検討 ・保存、助成等の方針検討  景観形成誘導地区等の指定検討 ・勉強会、ワークショップの開催	景観重要建造物・樹木の指定・運用 ・助成制度の運用  景観形成誘導地区等の指定検討
<b>整える</b> 庁内関係課や関係団体、地域等へ周知を行いつつ、地区指定、計画の見直しなど景観計画の充実を図っていく。	公共施設の整備に関する方針の周知 ・事業担当課職員の勉強会等  景観計画・条例に関する周知徹底 ・事業担当課職員の勉強会等  屋外広告物の現況調査  景観に関する勉強会 ・先導的取り組みを行う地域の抽出 ・建築士会、広告美術協同組合連合会など関係者 ・伝統を守りつつ快適で美しい柳川らしいデザインを考える	景観重要公共施設の追加指定 ・新たな物件の指定 整備に関する各種指針の整備  景観計画・条例の内容追加の検討 ・努力目標・基準、地区の追加等  屋外広告物条例の検討  地域地区の指定への検討 ・景観地区、高度地区等  各種協定の検討 ・建築協定、緑化協定等  柳川スタイルのデザイン手法に関する検討 ・地域性を生かした手法、作法書の作成	景観重要公共施設の継続運用 整備に関する各種指針の内容追加等  景観計画・条例の追加・見直し  屋外広告物条例の制定  地域地区への指定・運用  各種協定の締結・運用  景観アドバイザー制度の活用による実現
<b>生かす</b> 柳川の財産である景観資源を活用し、観光や産業振興、定住促進につなげていく。	景観資源の活用に向けた検討 ・関係各課との連携、情報共有	各種計画への反映、連携	計画に基づき、事業や施策の実施
<b>育む</b> 市民生活の中で景観づくりについて考える機会を設け、意識の高揚につなげていく。	景観への意識付け ・啓発冊子、ホームページの活用、イベント等  景観を生かした産業振興への意識付け ・啓発冊子、勉強会、イベント等  景観保全に係る市民活動の支援 ・支援体制、組織の整備	意識の共有を図る ・講座、地域ごとの学習会など  農漁業の担い手に対する意識付け ・担い手が参加できる勉強会等のプログラム  景観保全に係る市民活動の促進 ・担い手づくり、ネットワークの構築	意識の継承 ・学校教育や生涯学習における「景観教室」の実施  農漁業の振興による景観保全等の実現 ・NPO 法人等との連携 ・市内への取り組み波及  自主的な市民活動の支援、協働体制へ